

# NEWS

## 事業主対象の安全衛生教育研修開催

本研修内容は、  
協会 HP → 会員専用ページ  
→ (一社) 愛知県産業資源循環  
協会 → 安全衛生委員会内にて  
視聴可能です。

- ・日 時：令和4年3月4日（金）  
午後2時
- ・場 所：名古屋国際会議場  
141・142会議室（名古屋市熱田区）  
YouTube によるライブ配信併用開催
- ・参加者：64名  
（会場：5名 ライブ視聴：59名）

本研修は「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規定及び解説」を用い、各事業所において安全衛生管理体制を構築するための事項及び労働災害防止のための実施すべき事項と、後継者問題に悩まれる経営者に対して事業承継についての解説が行われました。



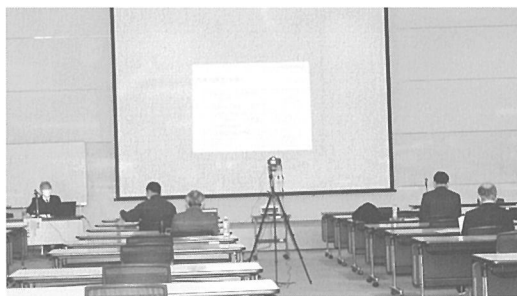
開会挨拶をする  
伊藤委員長

研修は伊藤泰雄安全衛生委員長の開会の挨拶から始まり、第1部講演は「産業廃棄物処理業における安全衛生規定について」と題して、中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター 安全・衛生管理士 澤田幹男氏が講師として登壇されました。

はじめに「安全衛生規定」は、各事業者が「労働災害の防止及び労働者の健康の保持推進」に寄与するために実施すべき事項を文書化したもので、社内外に対する「安全衛生配慮義務を遂行している証」であるとのことでした。

また、規定を作成することにより ①活動の指針となる ②労使が一体となる ③実施すべき事項が明確となる

④遵法精神が生まれる⑤顧客に対してPRになる、等



の5つの効果を挙げました。

取り組みを進める上での重点事項では、管理サイクル（PDCA）の徹底、既存活動の尊重と新規活動の付加、重点志向を持った取り組み、全員参加、活動を継続させる工夫、とのことでした。



研修をする澤田安全・衛生管理士

ツールの使用による安全衛生規定の作成では、実践の活用に向けて「安全衛生チェックリスト」の項目確認、不足項目の補完を行い、自社独自のチェックリストに従ってパトロールを実施し、パトロールやリスクアセスメントの結果は、PDCAサイクルをすることが重要であるとのことでした。

第2部講演は「事業承継について」と題して、TMI 総合法律事務所 弁護士・事業承継アドバイザー 北島隆次氏が講師として登壇されました。



研修をする北島弁護士

事業承継において、「自社の事業を」、「誰かに」、「しかるべきタイミングで」、「色々な方法を駆使して“相続で揉めずに”譲渡…」の項目に分けて解説をしました。

事業承継は多様化傾向にあり、準備（事業評価、承継スキーム、税資産等）が重要であり、経営者が元気なうちに中期的に経営を考える機会として捉え、ひいては自社をより強く持続可能にすることにつながるのではないかとのことでした。

閉会の挨拶で専務理事堀部隆司氏は「本日の二つの講演内容は廃棄物業界にとりまして非常に関連の深い内容です。今一度見直しをしていただき社業にご活用いただければと思います。」と述べ閉会となりました。



閉会挨拶をする堀部専務理事